

6月からハラスメント規制法が施行

パワハラ防止が事業主の義務となりました。

大企業は2020年6月1日から、中小企業は2022年4月1日から施行
職場での取り組みの見直しが必要です！

労働者の就業環境が害されるもの

パワハラ規制法（労働施策総合推進法など5本の法律）の指針が発表されました。大企業は2020年6月1日から、中小企業は2022年4月1日から施行されます。

定義を「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるもの」（①～③の全ての要素を満たすもの）（当該労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等を総合的に考慮して判断すること）としました。さらに6類型とパワハラになりうる事例も示しました。

重要なのがプライバシーの保護です。プライバシーには「性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む」としています。アウティングは絶対に避けなくてはなりません。

事業主が講じなければならないのは下記ようになります。

- ◆社内方針を明確にし、管理者等への周知・啓発、研修を行う
- ◆加害者への厳正な対処内容を就業規則などで規定する
- ◆相談窓口を置き、適切に対応する
- ◆プライバシーを保護する
- ◆相談を理由にした不利益な取り扱いをしない など

セクハラ・カスハラの防止

セクシュアルハラスメントについては「男女雇用機会均等推進者」の専任に努めること、さらに「自社の労働者が社外でセクハラをした場合、被害者側の企業による事実確認等に協力するように努めること」が盛り込まれました。また事業主はフリーランス、就職活動中の学生、インターンシップを行っている者に対するセクハラを防ぐように努めなければならないと示されました。

カスタマーハラスメントについても「事業主は雇用管理上の配慮を行うこと」となりました。

各職場においては、ガイドライン（防止指針）を定めて、相談員や社員への実効的な研修の実施が今以上に必要でしょう。

ハラスメント 2020

法律と指針の概要とポイントをわかりやすくまとめたA5サイズのリーフレット
「ハラスメント規制法 ハラスメント 2020～法律と指針の概要とポイント～」を作成しました。ご活用ください。

*アトリエエムのHPからもダウンロードできます

アトリエエムは15周年！

「ハラスメントの防止」に取り組んで、アトリエエムは今年15年目を迎えました。それを記念してセミナー（研修等）を実施される企業・団体等にリーフレット「考えよう！ハラスメント」を進呈します（50冊まで）。

4～9月に実施の先着15団体とさせていただきます。

この機会にご活用ください！

考えよう！
ハラスメント

三木 香子

アンコンシャス・バイアス

世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で、日本は153か国中、過去最低の121位でした。相変わらずG7でも最下位です。政治は144位、経済は115位。女性の管理職やリーダーの少なさ、低収入等が原因です。

あからさまな“女性差別”という意識はないのかもしれませんが、しかし「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」がまだまだあるのではないのでしょうか。企業に占める女性の割合は部長級で6.3%、課長級で10.9%。10人の男性の中に女性が1人いれば“お人形扱い”、2人いれば“仲たがいさせられる”、3人いて初めて“自分”になれるという言葉もあります。

女性が3割に達すれば組織は確実に変わっていきます。セクハラ、マタハラ等の主に女性が被害を受けているハラスメントを防止することにもつながります。

職場におけるアンコンシャス・バイアスを払拭して、男女格差をなくすことが求められます。もちろん男性だけではなく、女性の意識も変えていくことが大切でしょう。

DVD【考えよう！ハラスメント】シリーズ



vol.1
マタニティ
ハラスメント



vol.2
LGBTを知る



vol.3
セクシュアル
ハラスメント



vol.4
パワハラを学ぶ



vol.5
メンタルヘルス

DVD-BOX (5本組)



特別価格 **8万円**
考えよう！ハラスメント
進呈 (B5判/20頁)

チョイスができる3本セットは5万円

日本語字幕付/20分/各2万円(税・送料別)

【ブックレット】



職場のハラスメント
相談対応術 (600円)



ハラスメント相談員の心得
(500円)